

学校の設置者変更について（概要）

1. 学校の設置者について

学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項において、①国（国立大学法人及び国立高等専門学校機構を含む）、②地方公共団体（公立大学法人を含む）、③学校法人、のみと規定

2. 学校の設置者変更の例について

変更前	変更後
学校種別 (設置者)	学校種別 (設置者)
公立高校 (地方公共団体) <ul style="list-style-type: none"> ○設置根拠 条例 ○財 産 地方公共団体で所有・借入・管理 ○業 務 公立高校で実施 ○教 職 員 地方公共団体で雇用 	公立大学法人立高校 (公立大学法人) <ul style="list-style-type: none"> ○設置根拠 定款 ○財 産 地方公共団体から譲渡・貸与・使用許可後、 管理 ○業 務 公立大学法人立高校(公立大学法人)で実施 ○教 職 員 地方公共団体から派遣、公立大学法人で雇用
私立高校 (学校法人) <ul style="list-style-type: none"> ○設置根拠 寄附行為 ○財 産 学校法人で所有・借入・管理 ○業 務 私立高校(学校法人)で実施 ○教 職 員 学校法人で雇用 	公立大学法人立高校 (公立大学法人) <ul style="list-style-type: none"> ○設置根拠 定款 ○財 産 学校法人から譲渡(負債を含む)・貸与後、 管理 ○業 務 公立大学法人立高校(公立大学法人)で実施 ○教 職 員 地方公共団体から派遣、公立大学法人で雇用
私立高校 (学校法人)	公立高校 (地方公共団体)

<参考：根拠法令>

○地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

（大学附属の学校）

第七十七条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校（次項において「学校」という。）を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。